

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和元年12月3日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

1 2 月 3 日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第 6 1 号所管分の審査	2
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、檜村一臣委員、渡辺慎吾委員）	
議案第 7 5 号の審査	9
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、檜村一臣委員）	
議案第 6 2 号の審査	15
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員）	
議案第 6 3 号の審査	19
質疑（三好俊範委員）	
議案第 7 6 号の審査	22
議案第 7 7 号の審査	22
採決	22
閉会の宣告	23

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年12月3日(火) 午前 9時58分 開会
午前11時49分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 嶋野浩一郎 副委員長 檜村 一臣 委員 安藤 薫
委員 村上 英明 委員 渡辺 慎吾 委員 三好 俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事 野本憲宏
教育政策課長 松田紀子
次世代育成部長 小林寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永利彦
料金課長 柳瀬哲宏 水道施設課長 檜本宏充
同課主幹 西山元久 下水道事業課長 竹下博和

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口哲也 同局書記 速水知沙

1. 審査案件(審査順)

議案第61号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第75号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件
議案第62号 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第63号 令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第76号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第77号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○嶋野浩一郎委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、本日は文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。本日の案件でございますが、令和元年度の摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分ほか5件についてご審査いただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○嶋野浩一郎委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

議案第61号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 説明は事前に受けたんですが、ちょっとお伺いしたいのが、債務負担行為の補正で、学校校務員委託事業についてなんです、委託されるのが1校ふえるということでお伺いしました。なぜこ

のタイミングで補正を組んだのかということのを改めてちょっとご説明いただければなと思います。

続きまして、小・中学校の支援学級児童・生徒に対する扶助費が増額しております。これも説明を受けまして、ある程度は理解したんですが、支援学級の生徒がふえているという、ただ単にそういった理由と説明を受けていますが、傾向として毎年どれぐらいふえていっているのか。教室の数とか、新たに設備を準備しないといけないような見通しがあるのかどうか、その辺ちょっと教えていただければなと思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一郎委員長 それでは、答弁を求めます。

松田課長。

○松田教育政策課長 ただいまの校務員委託の債務負担行為についてのご質問に答弁をさせていただきます。

なぜ1校ふえるのかというお問い合わせでございました。本年度末をもちまして、校務員の退職者が1名ございます。第5次行政改革の柱3として、また退職者不補充の市としての方針に基づきまして、この分を委託にのせさせていただく予定でございます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 まず、支援学級に通われているお子さんの人数ですけれども、さかのぼりまして、平成25年のときに小学生で200人台に到達しております。その後、平成30年のときに300人を超えまして、令和元年度で348人となっております。中学校のほうでは、平成29年のときに、100人台になりまして、現在127人になっている状況でござい

ます。こちらのほうも保育所等の支援を要する子どもたちの加配の人数を見ていきますと、今後も若干伸びていくのではないかなと考えております。

それに対しまして支援学級の学級数なんですけれども、現在で小学校のほうで54クラス、中学校のほうで22クラスとなっています。こちらのほうは、5年前と比べましても、さほど大きくふえている状況ではないんですけれども、1クラスの中でいろいろと工夫をしながらやっていただいているという状況がございます。ただ、これからどんどんふえていけば、教室の確保というのやはり必要になってくるのかなとは考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

学校校務員委託事業は、第5次行政改革で進めていっているという話でした。これは、現状では市が雇われている方と委託されている方、2パターンあるかと思われるんですけれども、委託することによってどのようなメリットがあるのか、ちょっと改めて教えていただきたい。恐らく費用的な負担が効果として見込まれていると思うんですけれども、具体的にどの程度の効果が1人当たりで出せるのかを教えてくださいましたらと思います。

二つ目、支援学級についてなんですけれども、学童保育等々でも教室の確保が必要と言われております。学校によって千差万別、状況は違うかとは思いますが、支援学級等の教室が足りなくなる可能性がある学校は、今後あるのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

2回目、以上です。

○嶋野浩一郎委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 先ほどのご質問に対して1点、済みません、ご答弁申し上げることが漏れておりました。なぜこのタイミングで委託なのかというご質問につきましては、現在委託しております3校が本年度末をもちまして、3年目の契約終了ということになりますので、今回上げさせていただきます。

続きまして、財政的な効果額についてでございます。

平成30年度ベースで職員の人件費が効果額積算に当たり示されております。正規職員1名が845万円、非常勤職員1名が250万円となっておりますので、1校当たり1,095万円が人件費となっております。現在の委託先でございますが、こちらにつきましては、1校455万円となっております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 これから支援を要する子どもたちの数がふえてくる傾向にもありますし、また先ほど出ましたように学童保育の児童の数もふえてくる可能性があります。そうしましたらやはり学校の中で教室の確保というのが非常に重要になってまいるのでございます。その部分につきましては、やはり必要なものについてはしっかりと施設面で補充していく。いろいろな運用上での進め方というのがあると思うんですけれども、最終的に施設面での確保とか、今回摂津小学校では増設をしておりますし、そういうところをいろいろな面から検討しながら、子どもたちにとって最適なよい運営が達成できるような方法を検討していかないとはいけません。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 校務員に関しては理解できました。どんどん進められていくということです。私の子どもが通っている小学校は、校務員によっていろいろ特色があって、やっぱりベテランというか、引退された方とかがいる場合は、いろんな技術を持っていたりしまして、花壇をつくるのがとても上手であったりとか、学校をいろいろ少しずつ変えてくださる方とかもいらっしゃるみたいなので、またそういうのも期待しつつ今後もお願いしたいなと思います。

支援学級に関してなんですけれども、教室が足りないというのは学童保育でよく言われているような話であって、教育改革がいろいろ進むに当たって、10年前、20年前よりも恐らく必要とされる教室の数がふえてきている昨今だと感じております。移動授業がふえたというか、特色ある授業がふえたおかげで子どもたちの選択肢がふえたという意味でもあるんですけれども、教室の確保という課題について、今のところは確保できているそうですけれども、今後もさまざまな角度から教室の確保が必要になる可能性はありますので、その辺を注視していただいて、急に教室が足りないというようなことがないように考えていただければと要望しておきまして、質問を終わります。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員の質問が終わりました。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

今、三好委員からもご質問がありました。債務負担行為で学校校務員委託事業についてお聞きしたいと思います。

今もご答弁がありましたが、平成29年

から3年間の期間で債務負担行為が組み込まれてきました。今回、今年度中に契約が切れるということで来年度への再更新ということ、プラス今まで3校で実施していた委託を1校ふやすということでもあります。校務員の仕事というのは、学校行事であったり、学校の先生であったり、また児童・生徒・保護者との間での連携も非常に重要だと思っております。できるならば、やはり直営でやるべきものであるということ。3年前の校務員民間委託の際にご意見を申し上げたと記憶をしております。改めて、この3年間、小・中学校15校のうち3校を民間委託校にしましたけれども、3年間の検証はどのようにされてきているのか。行政改革のコスト面での効果という点については、モデルケースでの人件費と委託料との比較をおっしゃいましたけれども、実態の人件費と委託料との差はどうだったのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 検証についてのお問いでございます。

学校の管理者である校長先生等から学校での様子を伺っております。大変に好評でございまして、きちんと仕様書にのっとりまして、学校をきれいにさせていただいていると伺っております。また、お一人お一人が職人と申しますか、腕のあるお方がおられまして、例えば、箏曲のお琴は収納や、片づけが難しい、どうしたらいいかという中で、業務依頼をかけさせていただいたところ、きちんと壁に掛けて落ちないようにさせていただいたり、学校の窓の危ない部分を、転落防止のため動かないようにさせていただいたり、また子どもたちの日ごりの行い等もしっかりと見守ってくださって

いると、業務日誌等も見せていただくなどで、検証をさせていただいております。

委託金額につきましては、先ほど申しました455万円とさせていただいております。あくまで予算ベースの行政改革での基準値で効果額を算定させていただいておりますので、正職員の実際のところの金額等については、把握をしておりません。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 委託校でも校務員がしっかりとした技術で、学校とも連携しながらやっていただいているという検証結果だということではありますが、学校給食の民間委託についても検証会議が関係者等でやっておられると思いますけれども、校務員の検証について、校長先生の聞き取りということだけでなく、関係者や直営校の校務員との交流であったり、交えての検証会議のようなものを行ってきかれるのか、今後のことについても含めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから今の行政改革の効果についてであります。もちろん民間委託を導入する際、1人当たりの単価と委託料との比較をしたら委託料のほうが安いと。これは当然のことかなと思いますが、実際に3年間民間委託をやったということで、やはりコスト面の効果もきちんと検証しないといけないのではないかなと思うんですね。予算ベースでは非常にメリットはあるけれども、実際ふたをあけてみると、委託料が上がったり消費税の増額であったり、もしくはおやめになられた後に入られる方が新任であれば、またその給与ベースも変わってくることもあるでしょうし、おやめにならない場合は人件費については、マイナスにはなりません。そういったことからやっぱりきちっとこの3年間、コストはどうだ

と、民間委託をやってどうだったのかということを検証をする必要はあるかと思うんですね。そういう点ではしっかり見ていただいております。これは決算ベースでちょっと調べていただいて、後ほど教えていただけたらなと。

それから、どうしても気になってくるのは、学校の全体の運営をやっていく上で、臨機応変な対応が求められてくると思うんですね。民間委託となりますと指示命令系統という点では、学校現場とそれから委託している業者と、業者で雇われている校務員との間の指示命令系統が一体どんなふうになっているのか。こうした指示命令系統が臨機応変な対応などを求められるときに、うまくできないようなケースが出てくるのではないかなと思いますけれども、その点はどうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それからちょっと今後のことについてであります。校務員の民間委託については、第5次行政改革の中のメニューの一つとして上がっていました。平成29年から5校の民間委託というふうに行政改革のメニューの中にはありましたが、当初3年間は3校、そして今回4校ということあります。この民間委託について、今後どのような見通しを持っておられるのかもお聞かせいただきたい。

それからもう1点は、今回予算が通った後に、来年度に向けて、新たに契約を結んでいく作業に入っていくかと思っておりますけれども、その新たな契約についてどのような選定方法を行うのか、それから仕様書について、どのような注意点を持ってやられるのかについてもお聞かせいただけたらと思います。

○嶋野浩一郎委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 まず1点目、検証会議についてでございます。

先ほどお話があったような直営校の校務員を交えての検証会議は現在実施しておりません。

それから任用替えについてでございますが、この3年間で任用替えはございませんでした。今回のタイミングでもございません。

また臨機応変の対応、指示系統はどうなっているかとのお問い合わせでございます。学校現場への指示につきましては責任者が1名おまして、通常そちらにこういった業務をやってほしいと依頼をさせていただいております。何か漏水があったとか、そういうものでしたら、お知らせはさせていただき、指示につきましては、タイムラグが若干あるかもしれませんが、会社からいただいている次第でございます。

それから今後のことでございます。次回、令和3年度末で正規職員が1名退職の予定でございます。再任用職員でございますが、ここに合わせてまた今後どうしていくか、検討してまいりたいと思っております。

それから新年度に向けての契約の選定についてでございます。こちらにつきましては、入札でさせていただきたいと考えております。

現在の仕様書にかなり詳細な校務員の業務は書かせていただいております。この仕様書にのっとり3年間実施をしていただきまして、先ほど申しましたとおり、現場ではかなり好評をいただいております。この仕様書をもとにいたしまして、ほかに抜けているところがないか再度確認いたしまして、そこで足りない分があれば載せていきたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 まず検証についてであります。直営校の校務員を交えての検証ということはないということでありましたけれども、その検証会議というのがきちんと学校の先生と、それから教育委員会と、それから委託事業者等を交えながらの検証を、1年に1回とか定期的な検証会議として行われてきたのかどうかということをちょっともう1回お聞かせいただきたいと思っております。

それから今後、令和3年度にもう一人退職をされる予定でそのときにまた考えていきたいということでもありますけれども、以前にもお聞きしましたけれども、校務員の学校への配置については、各校2名ずつとお聞きしました。その2名のうちお一人が正職員、もう一人の方は非常勤の職員ということでありました。ちょっと順序が逆になってしまいましたけれども、現状の直営校の各学校で正規職員の配置、非常勤職員の配置はどうなっているのか。なぜ正規職員と非常勤職員の1名ずつのものなのか、正職員二人でなくて、正職員と非常勤なのか。あと、正職員がやめられた後、非常勤2名で対応されている学校もあるとお聞きしておりますが、その点も現状があるのかどうなのか。

民間委託校においても、同じような人の配置になっているのか、仕様書の中に雇用する校務員について、できれば学校に長期的に勤めていただくことが非常に重要だと思うんですけれども、直接正規で雇用されている人を雇う、それともパートのような形を雇うのか、その点についての制約等をつけておられるのかどうなのか。ちょっと契約の中身についてですけれども、やは

り学校との関係、業務の連続性や児童・生徒との関係を重視していくという点でいうと、委託する上においては、指示命令系統が少し複雑になりますから非常に重要なことだと思いますので、その点をお聞かせいただきたいと思います。コスト面についても、もしお答えできれば一緒をお願いします。

○嶋野浩一朗委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 委託の検証会議につきまして、定期的に年に1回やっているのかというお問い合わせでございます。現在のところ、定期的な会議というものはございません。必ず年に一度は検証ということで学校長に振り返りをさせていただいております。また、私どもも学校には日々出かけてまいりますので、その都度、様子はどうですかと聞いて、確認はしております。

続きまして、現在の配置についてでございます。

配置につきましては、現在、直営校と同じフルタイム勤務の職員とパートタイムの週20時間程度勤務の職員等を配置させていただいております。

現在の仕様書につきましては、人員配置につきまして、正規職員1名と非常勤職員1名との同程度の雇用人数を確保することと書かせていただいております。現在、配置させていただいておりますのは契約社員とパート社員と伺っております。雇用者の捉え方につきましては、雇用者側と協議をしてまいりたいと思っております。

また、非常勤職員の学校につきましては、現在2校でございます。

それから実際のコスト面についてのお問い合わせでございます。委託期間の3年であれば多額の効果額ではないかもしれませんが。ただ直営であれば、人を雇うことになりま

すので、30年、40年という長期の中で平均として先ほどの845万円としております。

また、実際のところでございますが、現在正規職員が800万円、それから非常勤職員が295万円で雇用をさせていただいております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 雇用の条件としては、直接雇用が一番いいものだと思うんですけども、あえて民間委託をするということは、コスト面のことが一番の理由だということだと思います。そのコスト面について、やはりきちっと検証していかないと、直営で維持したほうがよかったんじゃないか。しかも長期的に考えたときには、技術を継承することや、学校の事情をよく知っていて子どもたちと交わりながら学校をいい方向に自発的に変えていくことを学校と連携しながらやっていくことが可能になるという点では、委託事業者にはなかなかそこまでは期待することはできないと私は思っておりますので、唯一の民間委託をする理由として上がっているのが財政的な効果ということでもありますので、その辺はやっぱりしっかり検証していただきたいと思います。決算においても正規で800万円ですので、先ほどの予算ベースでいうと45万円違ってきます。委託契約と比べれば、それでもまだ大きな差はあるかもしれませんが、それ以上に直営校でのメリットというのもやはりしっかり見ていく必要は私はあるのではないかなと思いますので、この点は引き続き検証をしっかりとやっていただきたいとお願ひしておきたいと思います。

それから仕様書について、詳しい中身に

については、きょうはいいんですけれども、雇用される方について、余りころころと変わられるような方ではやはり困ると思います。どこまでその仕様書の中にうたわれるかわかりませんが、事業者がやはり長期的に雇用ができるような条件をつける。もしくは変更がある場合はしっかりと報告をすることを義務づける。または、昨今働き方はいろいろ問題が起きておりますので、当然のことですけれどもコンプライアンスをしっかりと守ること等、しっかり含んでおいていただく必要があるかなと思いますので、この点は強く要望しておきたいと思います。

加えて申し上げておきますが、やはり学校業務の中の1業務だけ切り取って委託をする際に、連携がうまくいかないという、心配が出てきます。かといって連携をしっかりとやろうと思うと、今度は労働条件上、偽装請負という問題も出てくると思うんです。ここが一番私どもは危惧するところです。学校給食でもそうです。校務員の業務でもそうですけれども、働く人にとってみれば、直接雇用されることによって、一定の収入が得られる。しかし民間委託になると、一気に安い人件費で同じ仕事をするという点で考えると大きな問題があります。加えてそこに直接雇用しているように、直接学校側から校務員に指導するということになるわけですから、連携をしっかりとすることや、学校や児童、子どもたちの関係を重視していくということと相反しますけれども、この労働者の権利を守る。または、労働法上の法令遵守をするという点をやはりしっかりと見ていかないとけないということを申し上げておきたいと思うんですけれども、その点の見解につい

ては、もう1回最後にお答えいただけたらと思います。

○嶋野浩一郎委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 校務員は学校の一員ということでお話をいただきました。私どもも次年度よりまた仕様書を改めてまいります中で、コンプライアンス等もちろん、なるべく長期的に働いていただけるように検討してまいりたいと思っております。

偽装請負につきましては、今後ともそのようにならないようにしていこうと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員、よろしいですか。

安藤委員の質問が終わりました。

ほかございますか。

榎村委員。

○榎村一臣委員 校務員の委託の件で、先ほど安藤委員のほうから聞かれていますので、確認だけさせてもらいたいですけれども、3年間の検証の中で、特に問題等がなかったような話をお聞きしたんですけれども、その3年間委託されている中で、大きな人の動き、配置されている方が途中でやめられたりとか、交代されたりとか、そういうことが検証の中でなかったのかだけお願いします。

○嶋野浩一郎委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 申しわけございません。3年の資料をただいま手持ちにございません。ことしに入りまして一人変更があったと伺っております。変更につきましては、その都度、その方の経歴とともに、こちらに提出していただいて、確認をしている次第でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 わかりました。この場でなくても結構なんですけれども、ちょっと人の動きは、いろいろ事情があって変わられるということもあろうかと思うんです。またわかれば、どういった形でそういう交代があったかということのを別途教えていただければ結構です。

○嶋野浩一郎委員長 檜村委員の質問が終わりました。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 要望だけにしておきますけれども、先ほど安藤委員がいろいろ質問されて大体のことはわかりました。私の要望としてはコスト面を考えましたら正規職員に対しては約2.5倍から3倍近いコストがかかるわけで、そういうことも考えれば、対子どもたちということなので慎重に精査したうえで問題がないような状況でしたら、やはりそのコストを落とせる方向を推し進めていただきたい。立場は全然違うんですけれども、そういう形でちょっと要望だけしておきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 ほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩いたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

次に、議案第75号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 では、議案第75号につ

いて、質問させていただきます。

この条例案、前回、経過措置として学童保育の人数が一定の人数を超えた場合でも5年間は猶予するという形の分を、その5年間という期間を削除し、市長が認める分に関しては人数、定数を超えてもいいとするという案件ですね。これに関してまず一つ目なんですけど、この条例をつくったときに、なぜその5年という期間を設定したのか、その経緯、そしてなぜ今回5年という期間を削除して、新たな期限を設けないのか、改めてそちらについてまずお伺いしたいです。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 まず、平成27年度に制定しましたときに、経過措置としまして、職員の経過措置と児童の数の基準に関する経過措置を設けております。5年というところでやはり児童の数を整えるために40人体制にするのに必要なものとして、やはり教室の確保であったり、指導員の数であったりいろいろもろもろが出てきてまいります。また、条例を制定したときに、5年後に社会情勢等はどうなっているかという中で、40人体制というのをどうしていくかという、検証していく、そういう期間もやはり必要というところもあって、一定5年というところで区切りをさせていただいて、その間につきましては市長が認める場合には、おおむね40人というところを適用しないと条例のほうの制定をさせていただいております。

今回、当分の間ということで、今回は市長が認めるときについてはこの限りではないと。これまで経過措置の5年間の中では適用しないという形だったんですけれども、今回は経過措置ではなくて、特例ということであくまでも本則の中にはおお

むね40人でやっていくと明記されております。その特例として、今回はこの限りではないということで、期間を延長したという意味合いではなくて、突発的に我々としてはできるだけ待機児童を出さない方向で、できるだけ市民のサービスに応えたいというところから、おおむね40人体制というのは、当然今後も目指していくところでありましてけれども、特例として、突発的な場合に運用上で、何とかサービスの向上が図れるのであれば、その対応をして待機児童を出さない方向でやっていきたいという意味合いで、今回の改正をさせていただいているところでございます。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

40人を超えた場合、受け入れ体制を整えることができないのでというご答弁をいただいたと思うんですが、最初にこの5年を設定してつくられたのは、総合計画発足の年だったと思います。学童保育の待機児童は、平成24年が7人、平成25年が14人、平成26年が17人と記録として残っておりますが、現状、待機児童の数は何人いらっしゃるのか。恐らくゼロなのかと思うんですけれども。それと、その40人の枠を超えている学校はどれぐらいあるのか教えていただければと思います。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 待機児童につきましては、現状で毎年大体年度に入りましてから十数名前後出ている状況です。一斉受付のときに、来られた方につきましては、全て受け入れるという体制をとっているんですけれども、年度途中に入室される方につきましては、やはり空き教室であったり、指導員の数の確保等がありますので、体制というところで受け入れができない

ところ。当然、受け入れができる場合は、受け入れをさせていただいている状況でございます。

今後、教室のほうをふやしていかないといけない学校のほうが五つございます。味舌小学校と摂津小学校と味生小学校、別府小学校、鳥飼北小学校となっております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

ちょっと嫌な言い方になるかもしれませんが、この総合計画の中で待機児童を平成32年度の時点でゼロ人を目標値とするという書き方をされております。この総合計画に明記されております待機児童の目標数をクリアできないから5年間だった経過措置を特例として引き延ばした。そして今後もクリアする見込みがないから期限の設定をしなくなったとも見えなくもないです。そこのところ、どう思われているのか、お伺いしたいです。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の条例改正の意図としまして、決しておおむね40人体制を守らないという意味合い、守れない、守らないという、40人を超えても50人でも60人でもいいんじゃないかと、そういう状況をつくるという意味合いでは決してございません。もちろんおおむね40人というのを今後もずっと目指しながら、その中でどうしても学校によって、学校内で空き教室がない場合とか、そういう場合に今も運用上で、一定学童運営に支障のない形で人数が多いところも指導員の協力の下、また学校との連携の中で安全面に配慮しながらやっていってるところでございますので、本則にありますおおむね40人の児童数というところは、しっか

りと守っていかないといけないと思っておりますし、突発的にどうしても人数が増えてしまうときに対して、この特例のところを適用したいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 わかりました。ちょっと嫌な言い方になったと思うんですが、この特例がなければ待機児童がより多く生まれてしまうということで、親御さんの立場から見れば、恐らくいい制度だなと思います。ただ、先ほど何回もおっしゃっていたように、子どもたちの環境が整わなければ何の意味もなくて、50人、60人になることはないとおっしゃっていただきましたが、最初に考えていた総合計画の中では40人というものを目標とされていた中で、現状このような形になっているということはちょっと反省していただきたい。そして今後40人を目標に、教室数や職員の確保がやっぱり喫緊の課題かと思えます。そのあたり今後も特例措置で安心するわけではなくて、しっかりと本腰入れていただいて、期限をなしにするのではなくて、もう一度改めて期限を設けていただいて、考えていただくよう要望して質問を終わります。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 今、三好委員の質疑に対してのご答弁で、現状、40名を超していくということというお話だったのかなと思います。やはり学童保育に対する保護者の期待というのが非常に大きいことはこの間の民間委託をめぐる保護者の皆さんのさまざまな意見からも非常によくわかるわけでありまして。とりわけ子ども・子育て支

援法で事業計画もつくられ、ガイドラインも決められるということで、学童保育の運営施設、安心して預けられる学童保育という点では法的な根拠もつくられ、大きな前進が図られてきたというのがこの間の流れだと思います。それに対してなかなか現場がついていけないということで、その点の矛盾があるという点も一定理解をするものでありますが、繰り返しになりますけれども、1の支援の単位がおおむね40人というものについて5年間は突然整備はできないだろうということでの経過措置だったかと思うんですけれども、恐らく40人単位の体制をとるという点では、今後さらに困難になってくるだろうということは予測できたと思うんですけれども、この5年間、どのように検討されてきたのか、ちょっとその点をお聞かせをいただきたいと思えます。

それから今回特例という、ご説明でありました。基本は40人であるけれども、市長が管理及び運営に支障がないと認めるときにはこの限りでないということです。経過措置のときには5年間は仕方ないよと言っているんですけれども、今度については、当分の間、期限がしっかり定まっていな中で施設面は整わないという条件プラスアルファ支障がないと市長が認めるということになるわけなんですけれども、経過措置のときと同じような文言なんですけれども、その市長が認めるというのは、客観的にどんな支障があるのか。何をもち支障がないと市長が判断するのか、運用上の規定があるのかどうなのか、その点ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 まずこれまで

の5年間の振り返りになるんですけども、平成27年度当初がクラス数が15クラスございました。定員にしますと774名という形でなっております。その後、児童の数がふえていく中で、平成28年度には摂津小学校のクラスを一つふやさせていただきまして、それから平成30年度で、もう1クラス摂津小学校のほうでクラスをふやさせていただいております。ことし、年度当初には、千里丘小学校のほうにも1クラスをふやさせていただいております。定員としましては、現在、850人の定員という形で総児童数に応じて学校との空き教室等、学校との連携もとりながら進めてまいったところでございます。

市長が支障がないと認めるときというときなんですけれども、この中ではまず現場のほうでどういう体制がとれるかというところで、そのときの子どもたちの状況であったり、支援を要する子どもたちの数であったり、いろいろな状況が見込まれます。まず子どもたちの状態であったり、施設面で完全な学童保育室というのは確保できないけれども、その放課後の時間、あいている教室、うまく連携がとれる教室、より近くの教室で確保できないかどうか、そういうところであったり、そこで指導員の連携がしっかりとれるかどうか、それらのところを勘案しながら、また人数がかなりふえていくときには、人数加配という形で指導員をふやしたりとか、そういう形、また支援を要する子どもたちには加配をつけるとか、そういう形で学童運営、しっかりと安全な面を確保する、そういうところで、今まで進めてきておるところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 この5年の経過というの

は、子ども・子育て支援法、事業計画等、いろいろな分野で経過措置が設けられてきて、どんどん学童保育を希望する児童がふえている中で、経過措置の間、大丈夫なのかということでの警鐘を鳴らしてきたわけでありまして。学童保育については、延長保育が令和元年度からいよいよ実施される。しかし、土曜保育の拡大は先送りになったり、もしくは同じように事業計画の中でもしっかりと明記されている高学年受け入れ、最終年度の平成31年度には一定数、量の確保をするという計画もそのまま先送りになっているということであると、いろいろ困難はあるのは承知しておりますけれども、みずからがつくった計画であったり、みずからがつくっている条例の一番大事なところが経過措置の間にできなくて、今度は特例という名のもとに当分の間、延長されるということについては、非常に問題があるのではないかなと思います。いろんな苦勞をされながら進められているということは、理解するわけですけども、その点を改めて、来年度に向けて事業計画も策定中でありましてけれども、その事業計画の信頼性にもかかわってくる問題ですね。つくったはいいけれども、棚に上げていたんじゃないかという計画になりかねない状況になっているわけです。そういう点で、その点改めて考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからちょっと基本的な問題に戻りますけれども、あえてお聞きしますけれども、1の支援の単位40名とされるこの認識について、なぜこういうことを含まれているのか。その上に立ってこの特例措置は施設面が足りないのでは仕方がないとするのか、いろいろな措置をとってなおかつ安全は確保できるよということによってオーバー

しても構わないというものにするのか、その辺の絡みもあわせてご答弁いただけますでしょうか。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 本則おおむね40人の児童の数ということで、今回特例として提案のほうをさせていただいております。当然この本則にあるおおむね40人というところをしっかりと目指す形で今後もいろいろな手法をとって対応していきたいと考えております。当初から施設でありますとか、今後もこれからの児童の数、また入室率でありましたり、支援を要する子どもたちの数でありましたり、また保育所の入所率であったり、今回新たに社会情勢としましては、保育所の無償化という形も出てきております。それらの影響もこれから学童にも多少なりともいろいろな形で影響が出てこようかと思っておりますけれども、その中でやはりしっかりと学童保育を安全に運営していく中で、どういう手法がとれるのかというのはしっかり検証のほうをしていきたいと考えております。

あと、おおむね40人の数のところなんですけれども、一定やはり40人と決めたところには、これは国の基準条例のほうにもあるんですけれども、子どもたちの関係性をつくるであるとか、指導員が子どもたちと信頼関係を築いたり、そういうところをしっかりとやっていくために、おおむね40人、大体35人から45人と言われておりますので、その間の中でしっかりと学童保育を運営していくのがいいのではないかと。ただ、それは施設面であったり、また指導員とか、学校との連携、それによって、また場所とか、その時々によって連携のとり方、いろいろな最適な方法というのはあると思っておりますので、そういう手法をい

ろいろ検証していく中で、今後もおおむね40人というところは目指しつつ、突発的に空き教室がないとか、そういうことがあった場合には、この特例というのを適用させていただければと考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 施設面と受け入れ体制が非常に困難であるというのは十分理解しております。その上に立って特例措置をできるだけ特例として適用しないようにしていく必要があるかと思うんです。毎年毎年児童の数に合わせて学校にお願いに行き、場所をあけてくれないかというお願いもされているかと思うんですけれども、具体的な今後の見通しと、それから設備面で、やはりきちんとおおむね40人の規模で受け入れられる設備を、具体的にどこの学校にどのように設置していくのか、学校側ときちんと打ち合わせをしながら、場合によったら設備を新設していくことが必要になってくるかと思っておりますが、その点具体的な整備計画というものはお考えになっているのかどうか、お聞きしたい。

それからもう1点は、設備は整ってなくても、1の支援の単位が40名を超す場合であっても、人数加配で、1の単位40人の計算として、人をきちんと手配をするということがやはり安全上、非常に重要になってくるかと思うんですけれども、そういった1の支援の単位ではなく、人数40人規模に対して1名の指導員の加配をつけていくという考え方を今後進めていかれるのかどうか、ちょっとその点改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 整備計画でご

ございます。今、先ほど申しました五つの学校のほうにもいろいろと学校と連携をとりながら、どういう体制がとれるかというところを今話をしているところでございます。整備計画のほう、何年にどういう形でという具体的なものが現在はございませぬけれども、やはり今後の児童の数でありますとか、先ほど申しました保育所の無償化の影響でありますとか、その辺を見据えた中で、また今後この延長保育のほか、高学年の受け入れ、毎週土曜日の実施等、サービスの向上もあわせてやっていく必要があると考えておりますので、そこも見据えた中で今後どういう体制、どういう教室の確保がいいのかというのをお互いあわせて検討していきたいと考えております。

それと40人体制の加配だったと思っておりますけれども、現在、この条例の中に、1の支援の中に二人の支援員、補助員を置くとなっておりますので、その中で、あとは支援を要する子どもたちの数に応じて、また加配をしていくというところで考えているところでございます。人数が特例でふえる場合に、人数加配が必要かどうかというのは、そこで一度検討した中で必要があれば、やはりきちんと人数のほうは確保していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 繰り返しになりますので、最後にしておきますが、やはり学童保育の事業というのは、法的な根拠もつくられて、子どもたちの放課後の安全な居場所、または働く保護者の方々を支援していくという点では重要な事業だと思います。学校の設備の中であいているところを何とか使わせてくださいというものでは、もはやなくなっていると思うんですね。やはりきちんと学童保育の児童の安全を守って

いく。もしくは放課後の生活を保障していくという点では、設備面もやはり整備計画を立ててやっていく必要があるということをお互い申し上げておきたいなと思っております。学校の1クラス40人と、生活の場である学童保育での40人と比べると、やはり大きな違いがあると思うんですね。管理された時間と空間の中での40人と、学校から帰ってきて、いわば家庭のかわりとして運用している学童保育とでは大きく違う。そして、やはり異年齢で1年生の子もいれば3年生の子もいて体の大きさも違う。いろんな子どもたちが同じ時間、同じ空間を過ごしているという点でも、40人でさえ、かなり大きな単位だと思うんです。それを50人、60人で今までも加配等で頑張ってきていただいているかと思っておりますけれども、いろんな子どもたちを見る上で、ずっとついて回っていくことはできません。どのように見ていくかということは、やはりきちんとした体制をとらないことには、突発的な事故につながることもなりかねませんので、その点は、参事もおっしゃいましたように、特例は特例であって、基本はやっぱり40人の単位を目指す。それで施設面が難しい場合については、きちんと加配をしていくことを保障する。その中で当分の間、余りそこに甘えることなく、設備はどれだけ必要なのか、何年後かにはこのような整備をしていくんだというのがきちんとした形でやっていくことが必要だと思います。そうしないと、当分の間はずっと当分の間になってしまいかねませんので、その点は申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 ほかございますでしょうか。

檜村委員。

○檜村一臣委員 要望だけにしておきたいと思います。ほとんど安藤委員がおっしゃられたので同様のことになるんですけども、今までの学童の受け入れ体制については、一斉受付のときは全て受け入れるという考え方で受け入れ、指導員自身もその方向性の考え方であると思うんです。ただ、この特例のことであるんですけども、学校によっては40名と言いつつ、一斉受付の時点で50名、60名となる可能性というのはやっぱりあると思っています。一斉受付で全て受け入れる方向は、できる限りしていただきたいと思うんですけども、人数については、先ほど石原部参事のほうからおっしゃられたように、学童への入室希望についても、保育の無償化の影響が必ずあると私は思っていますので、この特例に甘えることなく、空き教室の問題であるとか、先ほど安藤委員もおっしゃれましたように、設備が必要ということになれば、その辺はしっかりと考えていただきたいと思いますので、できるだけ指導員の負担も考えて人数をふやすことなど、十分に今後検討していただくように、要望とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時 8分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

議案第62号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 質問をさせていただきます。

中身についてはほとんど特にお聞きすることはないんですが、職員が減っているんですかね、異動によって一人減っていません。前から申し上げておりますけれども、職員の人数がこれで足りるのか。あと平均年齢が上がり過ぎて技術継承ができるのかどうかという問題もお聞きしておりました。まだその問題は解決できていないように思えますが、33人という人数でいけるのかどうか、ちょっと教えていただきたい。あと年齢的なものも含めまして、何度も聞いておりますけれども、技術継承というのはうまくできているのかどうか、教えていただきたいです。

あと14ページ、配水管整備事業で正雀本町一丁目22番地の配水管布設工事の補正を組まれています。これについてももう一度説明をいただけたらなと思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員のご質問にお答えします。今回の補正を出ささせていただきますので、職員の配置でございまして、前回からの技術継承の問題もございまして、職員の年齢構成におきましての当初予算でもご説明させていただいたとおり平均年齢52.04歳というところがございます。その後、平成31年4月の人事異動におきまして、新規採用職員、水道事業のほうに1名配属になったところがございます。その内容で平均年齢が少し下がりました49.6歳というところがございます。

そしてまた、この10月におきましても、職員1名新規採用職員という形で配属、どちらも技術系の職員でございますので今

後の技術継承、人事課の協力をいただきながら今後将来水道事業を永年的にやっていけるような技術継承の体制、人事配置におきましてはそのようにはさせていただいておりますが、この職員をどう教育していくか、育成していくかというのは大きな問題でございますし、将来の摂津市の水道事業を背負っていく人物であるとも考えておりますので、その辺は十分考えながら育成、教育をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 では、三好委員の質問で、正雀本町一丁目の配水管の布設工事についての内容ということでご説明させていただきます。

工事場所につきましては、正雀一津屋線の阪急の踏切のところから南側へ向かいまして薫英高校の交差点のところまでの間につきまして配水管の取りかえをやりたいと、予定しております。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 まず人員に関してなんですけれども、技術継承をしっかりやっていただけるようお願いしたいのと、水道事業ですと申し上げておりますけれども、かなり危機的で厳しい状況かと思えます。恐らく今後めまぐるしく状況が変わっていく事業かと思えますので、どのような状況においても対応できる教育をしっかりしていただきたい。必要であれば、やはり人の確保が重要かと思えますのでしっかり要望していただきたい。水道事業は本当に命にかかわる話で、大切な事業ですので、切れることなく継承、継続事業としてやっていただくように要望しておきたいと思えます。

正雀本町の配水管布設工事ですけれども、先立って大阪ガスがガス工事をされていまして、その後に配水もやられるということです。この工事は夜間にやられるんですかね。大阪ガスは工事を夜間にやってるんですけれども、こちらの分に関しては夜間にやられるのかどうか、ちょっと教えていただければなど。

○嶋野浩一郎委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 工事の作業時間についてご答弁させていただきます。

今のところ、債務負担の予算の計上では、夜間ということで見えておりますが、まだ当然工事のほうに着手する前に、沿道の会社、警察のほうとも協議を行います。協議の内容によっては、それがまた昼間できる部分があるのかどうか、定かではございませんが、今までの経験でいきますと夜間にやることが多いですので今回債務負担の中では夜間工事で施工するということで見積もりをさせていただいております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますか。安藤委員。

○安藤薫委員 債務負担行為についてお聞きしておきたいと思えます。

昨年には上下水道ビジョン、それから水道、下水道、それぞれの経営戦略も出されました。施設更新需要が非常に大きい中で、自己資金であったり、それから起債残高であったりいろんなシミュレーションをしながら料金改定というものを視野に入れながらというビジョン、経営戦略だったと思えます。その中で更新需要として見込まれていた122億円のうち、さまざまなものを先送りをしたり、ダウンサイジング、スペックダウン等々をしながら約90億円ほどに抑えて進めていくんだという事

業計画だったと思うんですね。今回も非常に重要な施設である中央送水所の配水池更新工事で8億8,000万円、それから鳥飼送水所の受水弁及び1系2系配管工事1億8,530万円と、多額の債務負担行為が組まれているわけですが、この点で経営戦略等の事業計画との関係性はどんなふうに見たらいいのか、ちょっとお教えいただきたいのが1点。

それからもう一つ、予算書の14ページのほうにあります。施設改修事業、中央送水所1号配水池更新工事において、財源内訳の中に交付金2,750万円とあります。総事業費、一応限度額8億8,000万円に対して、2,750万円という、わずか3%の割合しかありませんが、こういった水道施設の更新等についての交付金という制度、どういったものであって、今回この交付金の財源内訳の調書ですが、この金額は妥当なのかどうかということについて聞かせていただきたいと思えます。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員のご質問にお答えします。

債務負担行為の部分でございますが、先立って出ささせていただいております経営戦略との関係でございますが、今回の債務負担行為が多いところでございますのが中央送水所1号配水池更新工事、当然ここは大きな分でございます、経営戦略の中には入っているところでございます。

それともう一つ上の鳥飼送水所の受水弁1系2系といいますのは、摂津市内でも鳥飼水系というのは一番大きな水系でございます。さかのぼりますと、平成20年に千里丘送水所で大きな漏水がございました。流出管1本で出した場合、断水区域

がかなり広いということで、2系統化となりました。特に鳥飼送水所は、一たび止まれば市内の半分以上に影響が出てくるというところでは1系、2系というと非常に重要な工事と考え、位置づけてございますので、その辺も経営戦略に入りながら今回のビジョン、戦略というところで組み立てをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 交付金の件についてのご質問にお答えさせていただきます。

これは国の交付金でございます、更新事業についての交付金になっております。これにつきましては、対象が非常に範囲が狭くて、配水池の基礎とくい打ちを行う事業についてが対象になっておりましてそのうちの4分の1を交付金としていただくことになっております。

ダウンサイジングの件につきましてお答えさせていただきます。

鳥飼水系の1系、2系、これにつきましては、あくまでも配管の取りかえになっておりますので、これはダウンサイジングということの対象にはならないと思っております。配水池のほうにつきましては、1号の配水池、今3,000立方メートルの容量があるんですけども、これにつきましては検討いたしました。サイズについて検討いたしました、今後の中央送水所の機能のことを考えますと、ここにつきましては、ダウンサイジングはできない。このまままた3,000トンで有効的に使わざるを得ないという結果になりましたものですので、ここに関しましては、ダウンサイジングについてはやらないということにしております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今、大阪広域水道企業団議会のほうに摂津市のほうから行かせていただいております、村野浄水場、万博浄水場や、庭窪浄水場等々、大阪府営水、大阪広域水道企業団水のそれぞれ各市町村への配管等、非常に大きな設備更新等をやっておられます。地震対策であったり、老朽化等の対策をとられているわけですが、やはり一番各家庭に水を配水する市町村の水道事業というのは非常に重要だと改めて認識しているところです。

ダウンサイジングで、今ご説明をいただいたわけですが、今後人口が減っていく、もしくは需要が落ちていくような状況、事業活動についても節水が進んで減っていく中で、今回の中央送水所の配水池については、3,000トンで維持してダウンサイジングにならないんだということですが、その点は、どういった判断の下でやられるのか、今後いろいろ建設、構造物等の設備関係でも数億円のものがあります。それは具体的に、それぞれダウンサイジング、スペックダウンというのは、何をやっていくのかというのをちょっとこの際ですから、聞かせていただきたいと思っております。

それから交付金でございますけれども、8億8,000万円は債務負担行為ですから、当然契約金額は入札することで圧縮されると思います。その圧縮された事業経費の中でも交付金の対象となる部分は限られている。限られているものの中の4分の1が交付金だということですが、今回のこの2,750万円というのは、その4分の1になっているのかどうなのか、大体計算からいったらこれだけのものが交付対象だというものに対しての4分の1がこの金額になっているのかどうなのか、

ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 安藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず鳥飼送水所の配管工事につきまして、これは配水池から大もとになる基幹管路への接続する分の配管工事も入っております。これにつきましては、基幹管路の管径が既に500ミリでやっておりますので、これについて配管をスペックダウンするとか、そういうことはふさわしくない。もともとできないということでご理解していただきたいと思います。

配水池のほうにつきましては当然容量の大小、今後の需要のことを考えますと、これはためているものですので、配管の径とまた別ですので、スペックダウンの検討はあるんですけれども、まず中央送水所といいますと、これは太中浄水場と非常に密接に関連しております。太中浄水場の配水区域のところで一時的に水量の供給がショートする場合には、中央送水所のほうから太中浄水場のほうへ水を送ることも行いながら常時市域内の配水を行っております。中央送水所は、太中浄水場と非常に関連がありますので、太中浄水場の今後の将来性のことを考えております。この中で配水池は、中央送水所で2池、太中浄水場で2池、二つございます。全体のバランスの中で考えたときに、今の時点では、中央送水所につきましては、維持しておき、今後の将来性を考えたときに、また太中浄水場のほうで今後考えていく課題になると、認識しております。

○嶋野浩一郎委員長 西山主幹。

○西山水道施設課主幹 交付金の金額についてお答えさせていただきます。

交付金の金額なんですけれども、容量で金額が決まっております、3,000立米の容量ですと、交付金の対象が9,000万円となっております、9,000万円の4分の1ということで2,250万円となっております。

○嶋野浩一郎委員長 暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

西山主幹。

○西山水道施設課主幹 済みません、先ほど説明が足りませんでした。容量で決められておまして、3,000トンの容量で上限金額が9,000万円となっております。その4分の1で2,250万円、あと残り500万円あるんですけれども、今回は、配水池の工事に伴い緊急遮断弁というのを設けようと考えております。緊急遮断弁にも交付金が採用されまして、その緊急遮断弁の分が500万円となります。合わせて2,750万円ということで、交付金の内容がこのとおりでございます。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 わかりました。ありがとうございます。

今後も構造物等、更新が続いていくと思いますし、多額の費用もかかってくると思うんですが、その中でこの間連続して起きている災害など、やっぱりライフラインの重要性というのは国のほうも言っているわけです。一方で、それぞれ市町村の水道事業であったり、広域の水道事業であっても、昔からの設備が老朽化してきているのは、摂津市だけではなく、全国的にどこでも同じような問題になっているわけで、やはり配管の更新にも、当然構造物についても交付金であったり、国からの補助なしに

は安定供給を保証していくということは難しいことだと思います。各市町村、都道府県単位で国に対して、各地域の水道事業に対する交付金なり補助金の増額というのは、本当に喫緊の課題として要求、要望していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それからダウンサイジング等について、これはなかなか将来を見越して難しい判断を迫られることだと思いますが、しかし、一つの設備を更新すれば、それから数十年利用していくことになると思うんですね。数十年の中に大阪広域水道企業団との連携がどうなっていくのかという課題も俎上に上ってくるでしょうし、人口減という問題も起きてくるわけで、そういう点でいうと、小さいものをつくってしまっ、やっぱり足りないでは困るのはわかるんですけれども、やはりダウンサイジング等をやる上においては、先々を見越して、総合的にしっかり見通していく中での計画とダウンサイジングを一つずつ少しでもいいので、検討を進めていただきたい。もちろん自己水をなくせと言っているわけはありません。自己水をちゃんと守りながら太中浄水場を維持しながら中央送水所の機能を落としていくことはできないのか、もしくは太中浄水場の機能強化をするような道も含めて考えていく。または大阪広域水道企業団の水を太中浄水場に持ってくることはできないのか、いろいろな検討もしながらダウンサイジングについては大きな課題として今後検討して、ご説明いただけたらと思います。要望とします。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 以上で、質疑を終わ

ります。

続きまして、議案第63号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 下水道のほうで質問させていただきます。

4ページ、5ページの貸借対照表で、基本的な話なのかもしれないんですけども、流動資産が約7億1,300万円ですね、それに対して流動負債が約40億1,700万円あるんですけれども、これは1年間に回収できる現金と1年間に払わないといけないお金の表になっていると思うんですけれども、この差額の約33億円は、どこから生み出されるのか。33億円の現金が足りないわけなんですけれども、33億円の財源をどう予定されているのか、ちょっと教えていただければと思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 下水道事業の流動資産の関係でございますが、現金資産として約2億4,000万円、平成30年度の決算において、決算後の初めての補正予算として、決算を反映しながら計上しているところでございます。下水道事業のほうはおっしゃるとおり企業債の償還だけが流動負債でございますが、固定負債も含めまして、274億円企業債のほうが残っております。流動負債としては、これは1年以内に支払う流動的な部分でございます。そのうちの一部、1年以内に返す分が約38億4,331万円というところで、民間企業でいう、流動資産と流動負債の関係もございまして、その辺の1年以内に返す分につきましては、一般会計から

の繰入金も補填しながら、企業債を返しながらという形になってくると思いますが、現金につきましては、ある程度動きがございましたが、未収金等もふえているところでございますが、その辺のバランスをとりながらも、その中では企業債のほうはかなり大きな状態であることは確かかなところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ということは、ただ単純に33億円一般会計から出すという認識でよろしいんですか。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 ちょっと補足になりますけれども、貸借対照表の中で流動負債が40億円、流動資産が7億1,000万円の差をどうするんですかという中で、今、大きくは参事が答えたとおりでございけれども、細かく言いますと、もちろん一般会計からのいわゆる雨水に関する償還金の財源ですね、この部分については資本的収入の一般会計負担金という部分に入っております。それから汚水にかかる分で一般会計補助金、これは予算の第9条に記載しておりますけれども、こちらにつきましては、下水道事業会計の収入では返し切れないという部分で一般会計から補填をしている部分でございます。残りとしましては、減債積立金、これは決算に伴う損益勘定、いわゆる損益計算書で利益が出たものを処分をさせていただいて将来の減債のため、償還金に充てるということのために処分させていただいたものがございませぬ。

そのほか、資本費平準化債、これは耐用年数を起債の償還期限、耐用年数50年に対して、従来でしたら30年の起債の発行

しか認められなかった。それが平成27年度からは40年にはなりましたけれども、過去からずっと30年でやっていた部分と50年の償還期限との間には20年の差がございますので、その部分を補填するための資本費平準化債と、あと資本費平準化債等の借りかえですね、これを財源として当該年度の40億円、足りない部分ですね、大体33億円ですか、その分を埋め合わせをしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。理解できました。

ただ、いずれにしても、一般会計や補助金などいろんな名目で入らなければ、現状33億円足りないという認識だと思います。恐らくこれはどんどんふえていくんじゃないかと僕は思っております。設備投資もそうですし、昨今、耐震やら何やらいろいろ必要な部分がふえてきている中で、新たに穴を掘ることが費用的な部分でも厳しいと聞いておりますので耐用年数が過ぎている下水道の部分をどうしていくのかも考えていくと、またこの費用負担がどんどん厳しいものになっていくのかなと思っております。現状で、この33億円の差がある分、40億円、50億円、60億円になっていく可能性はあるのかなと思っております。そこら辺、厳しいと思いませんけれども、どういうふうに考えられているのか、改めまして今後の下水道事業会計をどういうふうに考えていくのか、この先も大丈夫なのかどうか、その辺ちょっと最後もう1回教えていただければと思います。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 下水道事業会計の

将来予測ということでございます。

経営戦略の中では、あれは令和元年度から令和10年度までの期間の収支、それから投資額等を収支均衡を図るという基本的な考え方のもとに策定させていただいたものでございますが、下水道につきましては、昭和46年に認可をとりまして、公共下水道として整備を始めたわけでございます。その整備を急速に始めたのがやっぱり昭和の時代の最後ぐらいですかね、昭和60年ごろから平成11年、12年、13年ごろまで約20年弱、この間に集中的に増加した部分が今企業債の償還で約40億円程度という、ここ二、三年はこのペースで進むと思っております。今後企業債の話で60億円、70億円になるんじゃないかというお話がございましたけれども、この10年間を見通しますと、大体令和5年、6年あたりから企業債の元金については、相当減ってくると予想しております。ただ、令和4年、5年あたりで資本費平準化債、これの発行枠がなくなるということもございまして、企業債に充てる財源という意味ではちょっと厳しくなってくるかなと。令和10年度までの間では、更新事業というのは、水道のような大規模更新というのはございませんので、維持管理という形をやっていくわけでございますけれども、下水道もやはり水道におくれることやっぱり15年程度ぐらいしますと、やはり更新という需要が相当出てくると思います。そうしますと、下水道管渠といいますのは非常に推進工事、それからシールド工事などでこれを全てやりかえるというのはなかなか厳しい話でございますので、中にまた新たな管を通したりとかいう形が主になるかと思っておりますけれども、10年間を見ますと、維持補修費、管渠内カメラ

調査をしながら維持補修をやっていく。また来年度につきましては、今考えておりますのは、現在の管路の状況をしっかりと把握をして、適切な保全をするために、ストックマネジメント計画というのをつくりまして、現在ストック、いわゆる資産でございますけれども、この状態がどうなのかということをしつかりと判定をして、優先順位の高いところからしっかりと、大体5年計画ぐらいで調査をして、計画を立てて、維持補修をやっていくということをやりたいと思っております。

その後につきましては、やはり先ほど申しました15年、20年たってきますと、更新需要というのがすごく出てくると思いますので、そのときについては、今水道がそうでございますけれども、相当やっばり資金的にも厳しい時代が来るのではないかなとは予想いたしております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 最後に意見だけ。委員会のたびに先のことばかり申し上げているんですけれども、恐らく15年、20年たって、部長がおっしゃられた更新の時期が来ればもっと厳しい状況が待っているというような現状が予想されている中で、この下水道に関しては、本当はかなり厳しいことしかないとは私は認識していますので、その時までにはしっかりと考えていかないといけない。次の世代にやはりつなげるために、下水道事業がもしなくなれば、水害等々も言われている中で、ふだんの生活以外でも困ることがいっぱいあると思います。しっかりと私もずっと考えていきますけれども、早急にてこ入れが要るんじゃないかなと思っておりますので、しっかりとこの10年以内に何か方向性を見つけるよう

に動いていくことを要望しておきます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第76号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第77号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第61号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時49分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 嶋野浩一郎

文教上下水道常任委員 安藤 薫